

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
1 誰もが安心して地域生活を送ることができ るまちづくり	1.いつでもどこでもサービスを選 択できる基盤整備の促進	(1) 地域生活を支える多様なメニューの整備	訪問系サービス、日中活動系サービス、住まいの場を中心に、障害者の地域生活を支える多様なメニューを整備します。	【第2期障害福祉計画参照】
		(2) きめ細かなサービスの実施	国の制度以外にも、本市の実態に即した手法を用いながら、障害者・家族のニーズに合わせてきめ細かな地域生活支援メニューを提供します。	
		・レスパイトサービスの実施		宿泊介護が可能な「拠点施設」を増設し、各区に1ヶ所以上配置。 【平成22年度実績】 拠点施設6ヶ所、実施施設3ヶ所、その他の施設1ヶ所 日中介護：41,132時間、宿泊介護：1,994時間 外出介護：1,121時間、自宅での介護：575時間
		・自立体験ステイ事業の実施		【平成22年度実績】 実利用者数46名、開設事業所3箇所を実施。
		・ガイドヘルパー派遣事業の実施		【平成22年度実績】 派遣件数4,608件（視覚4,102, 全身性506） 派遣時間数24,175時間（視覚21,658, 全身性2,517）
		・全身性障害者指名制介護助成制度の実施		【平成22年度実績】 利用登録者数41名 ヘルパー登録者数189名 介護延時間数20,676時間
		・精神障害者に対する入院時からのホームヘルプサービスの実施		【平成22年度実績】 利用者7名 計38回実施。
		・引きこもり青少年等社会参加支援事業の実施		ひきこもり青少年等社会参加支援事業（社会参加リハビリテーション事業、家庭訪問事業）、ひきこもり青少年等社会参加促進事業、ひきこもり青少年等支援連絡会議、ひきこもり総合相談会（年1回開催）
		(3) 特別な支援を必要とする人々への支援	重症心身障害者、強度行動障害のある人、難病患者を始めとする医療的ケアを要する人など、特別な支援を必要とする人々に対して、家族の負担を軽減し、本人も安心して生活できる施策を推進します。	
		・医療的ケアが必要な人を支援する生活介護施設などの整備		国の委託事業であるB型通園事業を活用し、市内5箇所での受入れ施設の整備に努めた。特に、最後まで受託施設がなかった太白区については、事業誘導による施設整備を行い、平成23年4月をもって、5区全てで整備することができた。
		・ショートステイ、レスパイトサービスなどの整備		レスパイトサービスについては、宿泊介護が可能な「拠点施設」を増設し、各区に1ヶ所以上の配置を行った。 平成21年度：宮城野区1ヶ所増設。 ショートステイについては、要医療的ケア障害者等支援事業（短期入所）を実施。 平成21年度延利用日数39日・利用実人数3名 平成22年度利用延べ日数248日・利用実人数9名
		・重度障害者対応型デイサービス、グループホームなどの整備		デイサービスについては、国の利用者負担軽減等の制度改正に併せて、移動支援等の各種支援策の見直しを行い、予算の重点化を図った。また、グループホームについては、県の基金を活用したバリアフリー工事の促進のほか、市独自の補助として、初度調弁費や運営費補助を行うことで、施設の整備促進に努めた。
		・既存施設において特別な支援を必要とする人への支援が可能となる体制の整備		重度重複障害者を受け入れる施設に対して、本市独自に運営費の加算制度を設け支援した。 【平成22年度実績】 37施設、417名対象。
		・入所施設の強度行動障害者の地域移行支援策の検討と体制の整備		平成21年度より発達相談支援センター連絡会において、重い障害がある人たちの住まいの場のあり方について検討してきた。
		(4) 制度の谷間にある人々への支援	中途障害者、発達障害者、難病患者など、現行の障害福祉制度の谷間にあって、必要なサービスが受けられない人々に対しての支援を行います。	
① 関係機関と連携した支援システムづくり	障害者更生相談所、発達相談支援センター（アーチル）、精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）が中心となって、関係機関と広く連携をとりながら、制度の谷間にある人々が、必要なサービスを適切に受け取ることができる支援システムの構築に取り組みます。	高次脳機能障害者について、平成21年6月より総合相談を開始し、相談事例の積み重ねとともに、関係機関との連携・協働を図ってきた。 中途視覚障害者に関して、相談支援を担う「中途視覚障害者支援センター」をNPO法人に委託し、同法人が運営している地域活動推進センター活動に助成している。また、生活訓練について日本盲導犬協会に委託している。 在宅重度障害者について区保健福祉センターや関係機関と連携を図ってコミュニケーション支援を進めるとともに、技術的支援を担う機関についてNPO法人への委託により平成23年5月に立ち上げた。 シーティング技術の習得やコミュニケーション支援のスキルアップ等、専門的な分野において支援機関の職員を対象として研修会を開催した。 自閉症に関して、平成18年度に自閉症児者相談支援センターを開設し、続いて地域活動推進センターを開設し支援システムの構築に取り組んできた。		
② 各種サービスを提供するための方策検討	現行制度において、利用者の範囲に含まれていない人々への各種サービス提供の方策について検討します。	発達障害、高次脳機能障害、難病については、三専門相談機関を中心として、先進事例の研究や支援ツールについて協議などを行い、その支援のあり方について検討した。		
③ 難病患者への支援	難病患者やその家族が必要とするサービスの充実を図ります。			
・難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ・日常生活用具給付等）の実施		【平成22年度実績】 仙台市難病患者等ホームヘルプサービス事業利用者1名 仙台市難病患者等日常生活用具給付事業利用者3名（内訳：電気式たん吸引器3件） 仙台市難病患者等短期入所事業利用者0名		
・関係機関と連携した難病患者に対する地域生活支援システムの検討		【平成22年度実績】 訪問相談事業 延訪問人数262名 仙台市難病医療相談会事業 実施回数15回、延参加人数968名 仙台市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 実施回数2回、延参加人数85名 仙台市難病患者等ボランティア養成研修事業 実施回数1回、延参加人数15名		

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
1 誰もが安心して地域生活を送ることができまわちづくり	1. いつでもどこでもサービスを選択できる基盤整備の促進	(5) 障害種別や年齢を超えて、多様性と質の高さを兼ね備えたサービスの提供	障害の特性に充分配慮しつつ、障害種別や年齢を超えて、多様性を兼ね備えたサービス提供体制を構築していきます。また、利用者が満足して利用できるためにサービスの質の向上を図ります。	40を超える特定非営利活動法人（NPO法人）が、指定障害福祉サービス事業の指定を受けて市内で活動中である（平成23年4月現在）。
		① 多様な運営主体の育成	NPOや地域に根ざした非営利団体等の参入を促進し、より身近なところでサービスが受けられるようにします。	平成21年度に小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法に規定する地域密着型サービス）と基準該当施設を訪問してヒアリングを実施、それぞれの機能や現状、課題等について分析した。平成22年度に「医療的ケアが必要な障害者等への支援における小規模多機能型施設に関する検討のための事業所訪問報告」を作成。
		② 小規模多機能・相互利用の促進	小規模多機能型の施設整備や、障害者施設間又は高齢者施設との連携による複合化や相互利用を促進します。	施設建設時における国庫補助制度に、市独自の乗せ加算として地域交流スペース整備費を設け、地域との交流・連携強化を図った。
		③ 地域に開かれた施設運営	これからの障害者施設運営には、契約利用者のみならず、地域に生活する市民全体に対して開かれた姿勢が求められます。地域団体や地域住民との交流を深め、ボランティアの活用を図るなど、積極的に地域との連携を図ります。	障害者が質の高い生活を送るために、選択できるサービス量の確保を図るとともに、個々のサービスの質の向上を図ります。
		④ サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価事業などの福祉サービス評価事業の普及 本市が実施する監査等を通しての利用者に対する処遇の向上 各種研修事業による人材の養成 	主に指定管理施設を対象として、モニタリング調査やアンケート調査を実施したほか、必要に応じて利用者の保護者等からのヒアリングを実施した。 小規模地域活動センター全施設及び、本市が運営補助金を支出している施設、児童施設を対象とした指導監査を毎年度実施した。 1-3.-(1)③・1-3.-(2)③・1-4.-(4)②・1-5.-(4)参照
2. 精神障害者に対する施策の充実		(1) 地域生活を支えるサービスの充実	精神障害者が地域での暮らし方を主体的に選択できるよう、在宅福祉サービス、住まいの場、日中活動サービスなどの多様なサービスの充実を図ります。	【第2期障害福祉計画参照】
		(2) 受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行支援の取り組み	精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）が中心となって実施している「退院促進支援事業」を通して、本市における地域生活移行支援のシステムを構築し、関係機関と連携して取り組みます。	「退院促進支援事業」を継続実施中。平成22年度までの利用者数22名、退院者数11名。平成22年度の個別支援ケース訪問延人数350名、入院者への病院内啓発活動36回・延人数461名。病院関係者・地域支援者等への普及啓発7回・実人数340名へ実施。外部委員の入る2つの委員会を各年3回・年4回実施している。
		① 地域生活移行支援システムの構築	本市の実状に即した新たな支援策を実施するほか、障害者施策以外の制度の活用など、既存の社会資源の有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者に対する入院時からのホームヘルプサービスの実施（再掲）
		② 支援メニューの充実	<ul style="list-style-type: none"> 外泊、生活、日中活動等の生活訓練を実施する自立体験施設の整備 地域生活への移行を円滑に進めるためのコーディネート機関の整備 高齢の対象者に対する介護保険制度の活用と支援 	平成19年度より当事業の「宿泊訓練」実施対応施設1ヶ所を整備した。外泊訓練や生活訓練を実施し、平成22年度までの利用実人数5名で、うち3名が退院につながった。 退院後の地域生活を支える上での核となる区保健福祉センター関係者や相談支援事業所への事業周知及び個別支援ケースを通じた連携協働を心がけている。 65歳に達した障害者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう案内しているほか、手続きに支援が必要な方には地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーに結びつけている。
		(3) 精神科救急システムの整備	心の健康に悩む市民や精神障害者が、24時間安心して医療を受けられるよう、精神科救急システムの整備に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県、医療機関等関係機関との協議の場を設置し、全市的な精神科救急ネットワークを構築します。 新市立病院に本市における精神科救急の基幹施設を整備するために、関係機関と具体的な整備計画の検討を進めていきます。 基幹施設が整備されるまでの間、関係機関と協力しながら、暫定的な対応策を段階的に実施します。 精神科救急システムを補完するものとして、「夜間こころの悩み相談電話（ナイトライン）」を実施します。
		① 精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発	精神疾患は誰もがかかり得る病気ですが、市民の間には、いまだに強いマイナスイメージと、そこから引き起こされる誤解や偏見等が存在し、精神障害者のノーマライゼーションを阻む大きな要因となっています。精神障害者が、地域で安心して生活できる環境を整えるために、精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発を展開します。	「仙台市精神障害者地域社会交流促進事業（メンタルヘルスプロモーション事業）公開フォーラム」として平成20年度2回、平成21年度2回、平成22年度1回、平成23年度1回（8月10日現在）実施しており、全市レベルでの啓発を継続的に行っている。
		② 当事者活動の推進	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		③ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		④ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		⑤ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		⑥ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		⑦ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		⑧ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		⑨ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。
		⑩ 当事者活動を地域で支援する機関の設置	当事者のエンパワメントや市民の理解の促進のために、当事者活動の推進を図ります。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉活動関係団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況	
1 誰もが安心して地域生活を送ることができまわちづくり	2. 精神障害者に対する施策の充実	③ 人材の養成	精神保健医療福祉に従事する職員の資質向上を図ります。		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の教育機関や関連する職能団体等と連携し、実学を中心とした体系的な研修体制の構築 ・ 社会福祉協議会における福祉人材養成事業の拡充 	1-3.-①(1)③・1-3.-②(3)③・1-4.-④(2)②・1-5.-④参照 社会福祉協議会において、社会福祉法人・施設職員等を対象とした社会福祉事業従事者等研修を開催し、精神保健医療福祉に関するプログラムを実施。平成22年度の同研修の総参加者数は、延890名。	
	3. 地域リハビリテーションシステムの構築	(1) 地域リハビリテーションの推進			
		① (仮)身体障害者総合支援センターの整備	身体障害者の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの展開を図るために、支援システムの中核となる施設として、(仮)身体障害者総合支援センターを整備します。	健康増進センターの機能見直しにより空いたスペースを改修して整備することとなり、平成22年度に基本計画を策定し、実施設計に着手した。平成23年度後半から工事に着手し、平成24年度中に運用開始の予定である。	
		② 障害者福祉センターの整備と機能強化	地域におけるリハビリテーション推進の拠点として、若林障害者福祉センター及び(仮)青葉障害者福祉センターを整備するとともに、各区障害者福祉センターがあらゆる障害に対応し、障害者が住み続けることができる地域社会づくりに寄与できるよう機能強化を図ります。	若林障害者福祉センターは平成19年10月に開所した。一方、青葉障害者福祉センターについては、建設用地内の汚染埋設物への対応や、隣地の地盤沈下、建設業者の倒産などにより、計画の見直しが何度も必要となった。この間、平成22年度に、身体障害者総合支援センターが、改修後の健康増進センターで整備されることとなり、当該用地には、青葉障害者福祉センター、温水プール、旭ヶ丘市民センターの3施設での合築に変更となった。	
		③ 地域リハビリテーション推進事業の実施	地域リハビリテーション推進事業を実施し、関係機関のスーパーバイザーを養成するとともに、リハビリテーションに関わるあらゆる人々の連携を強化します。	障害者福祉センターの機能訓練主任を対象として、平成21～23年度に大学教授を講師に研修会を実施し、平成23年度はその主任たちがセンターの職員を対象とした研修を企画、実施することとしている。	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮) リーダー研究会の実施 ・ 関係機関との連携による研修や調査、研究の実施 	相談支援事業所等の新任職員を対象として、ケアマネジメント研修とフォローアップ研修会を実施。(平成22年度 6月30日開催 参加26名 フォローアップ研修会は震災のため開催できず。)三専門相談機関及び障害者支援課、さらにはグループホーム・ケアホームの職員と協働で、グループホーム・ケアホーム職員を対象とした研修会を実施。平成22年度 12月9日開催 参加120名 調査・研究で得られた成果を踏まえて、障害企画課、障害者就労支援センターの協働により、就労移行支援事業所等職員を対象として「就労支援スキルアップ講座」を平成22年度2回開催した。また、一般の人参加対象とした就労支援セミナーを企画・実施した。(平成21年度 3月開催 参加者196名 平成22年度は震災のため開催できず)	
		(2) 中途障害者のためのリハビリテーションシステムの充実	生活習慣病や加齢を原因として、人生の途上で障害者になる人が増えています。医療の進歩により、難病患者やがん末期患者など、重い障害を抱えながらも在宅での生活を希望する人も増えています。また、高次脳機能障害など、これまで障害者福祉施策の中で支援対象とされてこなかった新たな障害も認知されるようになっていきます。これら人生の途上で障害者になった人々のための地域生活支援システムを構築します。		
		① (仮)身体障害者総合支援センターの整備(再掲)			
		② 地域リハビリテーション支援事業等の実施	障害者更生相談所において、大学等の関係機関と連携して中途障害者(身体障害者)を対象とした地域リハビリテーション支援事業を実施し、新たなリハビリテーションシステムの構築を図ります。また、難病による中途障害者(身体障害者)に対するリハビリテーションシステムの構築にも取り組みます。		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害者、中途視覚障害・聴覚障害等の感覚障害者、呼吸器障害等の内部障害者への支援体制の充実 	高次脳機能障害者を対象として、平成21年6月より総合相談を実施し、ケースワーカーと専門職からなるチームによる支援について相談・支援事例を積み重ね、所内向けマニュアルを作成した。また、病院や相談支援事業所との連携を図るべく情報交換を行った。平成22年度 相談支援件数 430件 中途視覚障害者に関して、相談支援を担う「中途視覚障害者支援センター」をNPO法人に委託し、同法人が運営している地域活動推進センター活動に助成している。また、生活訓練について日本盲導犬協会に委託している。さらに、支援状況の確認や課題解決のため、毎月支援担当者連絡会を実施している。(平成22年度 相談件数197件 生活訓練延べ343回 地域活動推進センター延652名参加)呼吸器障害者を対象とした「呼吸健康教室」を当事者団体である「東北白鳥会」と協働で平成22年度2回開催、参加者35名。また、支援者を対象とした「呼吸リハビリテーション支援者研修会」を実施。参加者50名	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の健康づくりを充実するための環境づくりの推進 	関係機関と協働により、平成22年度は宮城野区をモデルとして「障害者の健康づくり教室」を17回開催 参加者数延85名。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病、脊髄損傷や低酸素脳症等の重度在宅障害者への支援 	当事者団体MPCへの委託及び区保健福祉センターとの協働により難病医療相談会を開催。平成22年度 15回開催。参加者総数 968名(20回を予定したが、震災のため5回は開催できず) ALS等の在宅重度障害者のコミュニケーション支援の技術的部分を担う機関の設立に向けて、外部委員も含めた検討委員会を3回開催し、その報告書に基づき平成23年5月NPO法人への委託により、支援機関を設立した。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害者への就労支援 	平成21～22年度に就労支援モデル3事例を選定し、大学教授によるコンサルテーションを活用しながら、分析を行い、支援ノウハウについてまとめを行った。障害企画課、障害者就労支援センター及び関係機関と協働で「高次脳機能障害者就労支援ワーキング」を平成22年度6回開催し、就労支援のあり方について検討を行った。			
③ 人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途障害者や難病患者の実状に応じた就労支援プログラムの開発や研究 	障害企画課、障害者就労支援センター及び関係機関と協働で「難病患者就労支援ワーキング」を平成22年度年6回開催し、就労支援のあり方について検討を行った。中途視覚障害者について、支援担当者連絡会において課題の一つとして就労支援について検討するとともに、障害者就労支援センター主催の「視覚障害者就労支援連絡会議」に参加し、就労支援のあり方について検討を行った。			
	中途障害や難病支援関係者への研修を行い、資質向上を図ります。	障害者相談員について、仙台市障害者福祉協会と協働で研修会を実施し、相談員の資質向上を図った。シーティング技術の習得と普及啓発を目的として、障害者・介護施設等関係職員を対象にテクノエイド研修会を平成22年度開催。また、理学療法士、作業療法士専門研修会を平成22年度2回実施した。平成22年度 参加者延べ68名 在宅重度障害者の支援職員を対象として、コミュニケーション支援スキルアップ研修会を平成22年度3回コースで実施した。			

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況			
1 誰もが安心して地域生活を送ることができるまちづくり	3. 地域リハビリテーションシステムの構築	(3) 発達障害児(者)のための療育システムの充実					
		① 相談支援機関の整備	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談支援センター（アーチル）の機能を充実させるとともに、市民の多様化するニーズや利便性に応えるために、同様の機能を有する新たなセンターを南部地域へ整備するための具体の検討を進めます。 若林障害者福祉センターと（仮）青葉障害者福祉センター内に、発達障害の特性に対応できる専門性を備え、地域において生活に密着した支援を行う相談支援機関を整備します。 	<p>平成23年10月の開所を目標にして、南部発達相談支援センターの建設に着手したが、建設工事について、地震の影響から数ヶ月程度の遅れが出ており、当初予定していた平成23年10月の開所が難しい状況となっている。</p> <p>平成19年度に自閉症児者相談支援センターを若林障害者福祉センターに開設した。</p>			
		② 発達障害児(者)支援体制整備事業の実施	<p>発達相談支援センター（アーチル）において、関係機関と連携して発達障害児(者)支援体制整備事業を実施し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協働による総合的な支援策の検討 教育委員会の実施する特別支援教育推進体制との連携 地域における支援ネットワークの形成 市民に対する普及啓発 	<p>発達相談支援センター連絡会、発達障害者支援センター連絡協議会を定期的に開催し、関係各層の意見を聞きながら、発達障害児者支援システムの構築に取り組んできた。</p> <p>専門委員派遣（発達障害児等教育検討専門家チーム、就学指導委員会等）に加え、平成22年度より特別支援教育課との連絡調整会議を設置。また、特別支援教育実践研究協力校や、地区の特別支援教育コーディネーター連絡会等からの要請を受け、研修会等への講師派遣を行っている。</p> <p>平成18年度から市南部地域を圏域として、個別のニーズから発せられた学校や地域住民等による地域支援ネットワークづくりに取り組んできた。</p> <p>発達障害について理解を深めるため、市民対象の「アーチル療育セミナー」を、平成18年度に4回、平成19年度に4回、平成20年度に3回、平成21年度に3回、平成22年度に2回開催した。また、発達相談支援センターホームページにおいて広く普及啓発を行うとともに、機関誌・パンフレットを定期的に発行した。</p>			
		(4) 精神障害者の地域生活支援システムの充実					
		① 退院促進支援事業の実施	<p>精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）において、関係機関と連携して退院促進支援事業を実施し、本市における地域生活移行支援のシステムを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者に対する入院時からのホームヘルプサービスの実施（再掲） 外泊、生活、日中活動等の生活訓練を実施する自立体験施設の整備（再掲） 地域生活への移行を円滑に進めるためのコーディネート機関の整備（再掲） 高齢の対象者に対する介護保険制度の活用と支援（再掲） 				
		② 保健福祉医療等との連携の充実	本市における精神保健福祉施策を、地域生活支援を軸に展開し、保健福祉医療等との連携を密にし、必要なサービスを的確に提供できるようにします。	1-2.-(1)~(4)の再掲			
		4. 発達障害者に対する支援体制の整備	4. 発達障害者に対する支援体制の整備	(1) 乳幼児期の支援			
				① 早期出会いのために	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法に基づく各種健康診査・検査事業を推進します。 発達相談支援センター（アーチル）と医療機関が連携して、発達障害の疑いのある乳幼児の保護者への継続的な相談、支援を行います。 	<p>1-6.-(1)①参照</p> <p>初回相談で医療機関からの紹介は10%前後で推移している。退院前にケース会議を開くなど早期のかかわりを実施している。</p>	
				② 早期発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談支援センター（アーチル）における相談事業を充実させると共に、初期療育グループ事業の拡充を図ります。 障害児通園施設について、既存施設の定員増等の手法も活用しながら、需要に充分対応できるような体制整備を図ります。 障害児通園施設・保育所・幼稚園等が連携して発達障害児への早期発達支援を行い、就学前療育の充実を図ります。 知的障害児通園施設において、障害の重い発達障害児も適切な支援が受けられるように、体制の強化を図ります。 発達相談支援センター（アーチル）が、関係機関と連携して、障害児通園施設や保育所・幼稚園等への専門的なバックアップを行います。 発達相談支援センター（アーチル）において、保護者の不安や孤立化を防ぐために、保護者同士のネットワーク活動を支援します。 	<p>平成22年度初回相談は642件、継続相談は2,072件と、ほぼ横ばい。2歳が初回相談のピークとなっているのも変化ない。初期療育グループについて、平成18年度は280名（延べ2,447名）の参加だったが、平成22年度は347名（延べ3,086名）と増加している。</p> <p>現在親子通園施設が9箇所、知的通園施設2箇所である。</p> <p>健診で支援されてこなかった児や相談につながらなかった児が、保育所や幼稚園からの紹介により、相談に来所している。平成22年度は、幼稚園・保育所からの初回相談の紹介数は59件となっている。</p> <p>2箇所の知的障害児通園施設のほかに、なのはなホームにおいて単独通園部をモデル的に設けている。重度の障害児が継続して療育を受けられることにつながっている。</p> <p>障害児通園施設においては、施設訪問、研修会の実施、障害児通園施設連絡協議会への参加などにより課題の共有を図っている。保育所・幼稚園に関しては、施設訪問、研修会の開催の他、幼稚園・保育所の担任が相談に来所し支援方針を共有している。</p> <p>初期療育グループにおける先輩保護者の参加、保護者が保護者の話を聞く母親の部屋「まるん」の活動を実施している。</p>	
				(2) 学齢期の支援			
				① 特別支援教育推進体制との連携	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の設置する特別支援教育に関する協議会との連携を強化します。 発達相談支援センター（アーチル）と教育委員会が連携し、特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の充実や「手引書」の作成を進めます。 個別の支援計画に基づき、市民、相談支援機関、行政機関等と学校とが連携し、地域におけるネットワークづくりに取り組みます。 	<p>従前からの専門委員派遣（発達障害児等教育検討専門家チーム、就学指導委員会等）に加え、平成22年度より特別支援教育課との連絡調整会議を定例化し（平成22年度は3回開催）、課題の共有に努めている。</p> <p>平成23年度は、教職員向けの啓発リーフレット作成委員会に委員を派遣、協働で編集を進めている。また、特別支援教育実践研究協力校や、地区の特別支援教育コーディネーター連絡会等からの要請を受け、研修会等への講師派遣を行っている。</p> <p>本人、家族や支援者の参加するケア会議の開催・参加や、各地域のネットワーク会議への参加等を積極的に行っている。</p>	
				② 放課後対策の充実	障害児放課後ケア事業の充実を図るとともに、児童館や学校等における支援の拡充を図ります。	障害のある児童が放課後も地域の中でボランティアや仲間との交流を通じて、遊びや生活経験を広げることを目的として実施。平成22年度は、障害児放課後ケア事業所6箇所を整備。	

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況		
1 誰もが安心して地域生活を送ることができ るまちづくり	4. 発達障害者に対する支援体制の整備	(3) 成人期の支援				
		① 自立訓練施設の整備	・自立生活プログラムを提供したり、二次障害・強度行動障害者への支援を行う自立訓練施設を整備します。	知的障害を伴う重い自閉症児支援を行うためにトレーニングハウスを整備する方向から、行動障害の軽減及び二次障害の予防を目的とした自立支援事業に転換した。		
		② 住まいの場の整備	・専門支援員が配置されたグループホームや世話人付住宅など、発達障害の特性に応じた多様な住まいを整備します。	整備に向けた取り組みとして、平成17・18年度発達相談支援センター連絡協議会において、「自閉症児者地域生活自立支援システム」のあり方について「住まう場」の視点から検討を行い、次の報告書を提出。 ・平成19年3月 自閉症者グループホーム等調査研究事業報告書 ・平成19年3月 重症心身障害児（者）の地域生活あり方検討会報告書 平成23年度においては、既存の社会資源や法制度では十分な支援を受けられない、重度の知的障害を伴う自閉症者や重症心身障害者等の特別な支援が必要な方々に対して、その障害特性に応じた「住まう場」の整備に向け、次期保健福祉計画に盛り込むべく最終報告を取りまとめている。		
		③ 日中活動の場の整備	・障害福祉サービス事業者での積極的な受け入れや支援を行うとともに、地域活動支援センター等の整備を図り、余暇活動や仲間づくりの支援等を行います。また、本市が実施している引きこもり青少年等社会参加支援事業などの活用も行います。	○障害福祉サービス事業者での積極的な受け入れや支援 ・利用者本人（家族）の障害の状態像やニーズにより合致したサービス選択ができるよう関係機関と連携し、本人が地域で生活するための支援を実施している。 ○地域活動推進センター等の整備 ・発達障害者支援センター連絡協議会で、発達障害者特有の困難性に対応しながら、生活に密着した継続的かつ頻回な支援を行う地域の相談支援機関が必要との意見を受け、平成18年にNPO法人「自閉症ピアリンクセンターここねっと」が設立された。加え、本人たちのニーズである地域に密着した身近な安心できる居場所として、地域活動推進センターを平成18年より順次3ヶ所設置した。 ○引きこもり青少年等社会参加支援事業などの活用 ・その原因となっているベースに発達障害が疑われるケースがあり、直面している家族はその背景が分からず、何が理由かどこに相談してよいか苦悩している保護者等を対象に相談会を実施した。		
		④ 就労支援	・発達相談支援センター（アーチル）が、障害者就労支援センター・労働関係機関・教育機関・企業等と連携して、発達障害の特性に応じた就労支援プログラムの開発や研究に取り組みます。	関係機関と定期的に情報交換し、就労支援のあり方について議論を深めている。障害者就労支援センター他各機関と連携し、発達障害のある学生に対するキャリア発達支援プログラムの試行を開始した。		
		(4) 地域生活支援システムの充実				
		① 相談支援機関の整備	・発達相談支援センター（アーチル）の機能を充実させるとともに、市民の多様化するニーズや利便性に応えるために、同様の機能を有する新たなセンターを南部地域へ整備するための具体の検討を進めます。（再掲） ・若林障害者福祉センターと（仮）青葉障害者福祉センター内に、発達障害の特性に対応できる専門性を備え、地域において生活に密着した支援を行う相談支援機関を整備します（再掲）。			
		② 人材の養成	・発達障害の特性を理解し、多様なニーズに応じた支援ができる専門性を持ったホームヘルパー、ジョブコーチ、ボランティア等の養成を行います。	ホームヘルパーやジョブコーチなど支援者向けの講座等を開催するとともに、自閉症児者相談支援センターが主体となって発達障害の特性を理解したボランティアの養成を行った。		
		③ 理解の促進	・発達相談支援センター（アーチル）等におけるセミナーの開催やパンフレットの作成等を通して、市民の理解促進を図ります。	1-3.-(3)②の再掲		
		(5) 全市的な支援体制の構築				
		発達相談支援センター（アーチル）において、関係機関と協働して発達障害児（者）支援体制整備事業を実施し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。（再掲）				
		5. 質の高いケアマネジメントの提供と重層的な相談支援体制の整備	(1) 三障害に対応した重層的な相談支援体制の整備	これまで障害別に整備してきた相談支援事業を再編強化し、障害の種別に関わらず対応することができる重層的な相談支援体制を構築します。		
		・三障害（身体・知的・精神）に対応し、施設や病院からの地域移行者や重度の障害者など、濃密な支援を要する人への支援や、「居住サポート事業」などの新しい事業を担う機関として、「拠点型相談支援事業」を各区の障害者福祉センターに整備します。 ・知的障害及び精神障害の特性に応じた事業を担う機関として、「地域型相談支援事業」を身近な地域に整備します。		平成18年度から障害者自立支援協議会において、障害者相談支援事業の再編強化に係る検討を行い、平成23年7月26日、「障害者相談支援事業の再編強化に係るフレームワーク」をとりまとめた。		
			(2) 制度の谷間にある人々への相談支援の実施	中途視覚障害者、発達障害者、難病患者など、現行制度の谷間にある人々に対する相談事業を実施します。		
		・高次脳機能障害支援事業の実施（再掲）				
・中途視覚障害者相談事業の実施（再掲）						
・発達障害者相談支援事業の実施（再掲）						
・難病（医療）相談会の実施						

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
1 誰もが安心して地域生活を送ることができ るまちづくり	5. 質の高いケアマネジメントの提供と重層的な相談支援体制の整備	(3) 障害者ケアマネジメント推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者ケアマネジメント推進事業を実施するとともに、全市的な推進体制として「仙台市障害者自立支援協議会」を設置し、事業の評価や研修事業の充実を図ります。 	モデル事業を経て、平成15年度から障害者ケアマネジメント事業を実施したが、事業としてのケアマネジメント導入件数は年を追うごとに減少し、「手法」としての実施へと変化した。障害者自立支援協議会では、障害者ケアマネジメント従事者研修の企画及び障害者ケアマネジメントに係る自己評価チェックリストの作成を行った。
		<ul style="list-style-type: none"> ・各区で連絡調整会議や地域生活支援ネットワーク会議を開催し、障害者を地域で支えるネットワークづくりを推進します。 	各区で毎年度、地域生活支援ネットワーク会議をそれぞれの企画により開催し、ネットワークづくりを図った。一方、連絡調整会議は、実質的に三専門相談機関での実施にとどまっている。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ネットワーク会議など他施策のネットワークとの連携を図ります。 	個別支援での連携拡大を図りながら、区地域生活支援ネットワークの活動に地域包括支援センター等を招いたり、障害者相談支援事業所が圏域包括ケア会議へ参加したりすることにより、連携推進の契機をつくっている。	
		(4) 人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の再編強化を担保するために、現行従事職員について三障害の相談支援に精通するための研修を実施します。 	毎年度、障害者相談支援事業所、区障害高齢課、三専門相談機関の新任者等を対象としたケアマネジメント研修を実施。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント従事者の専門性を向上させ、チームアプローチを円滑に進めるために、関係機関のスーパーバイザー養成研修を実施します。 	平成19・20年度に、「地域リハビリテーション推進研究会」として、課題の明確化と共有、そしてその解決へ向けた検討・実践までのプロセスを通じて学び合う研修を実施した。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本市における独自の研修を強化し、様々な分野におけるケアマネジメントの実践者を養成します。 	障害者ケアマネジメント従事者研修の一環として、平成19年度に障害者福祉センターの自立訓練等事業従事者、平成20年度に障害児放課後ケア事業従事者、平成21年度から平成23年度にかけてはグループホーム・ケアホーム事業従事者を対象とする研修を実施。	
6. 保健・医療の充実	6. 保健・医療の充実	(1) 検診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子保健の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や母子保健訪問など、母子保健の充実を図ります。 	母子の健康保持増進や疾病の早期発見、生活習慣の形成など、母子がともに健康に生活を送ることができるよう母子保健の充実を図っている。 乳幼児健康診査の実施 ・乳児健康診査（生後2時か月児、4～5か月児、8～9か月児の各時期1回医療機関で実施） ・幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査を集団で実施） 新生児等訪問指導 妊産婦、乳幼児及び保護者に対して必要な保健指導を実施し母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため対象者の家庭を訪問する。新生児については全数を対象としている。
		<ul style="list-style-type: none"> ② 健康診査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査や身体障害者健康診査を実施し、生活習慣病や二次障害の予防、障害の重度化を防ぎます。 	身体障害者健康診査事業を実施(受診者 平成18年度31名→平成22年度33名)	
		(2) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域リハビリテーション支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者更生相談所において地域リハビリテーション支援事業を実施し、障害者の健康づくりを推進します（再掲）。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ② 心の健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 強いストレスを抱える人や、自殺者が増加するなど、市民の心の健康問題が深刻化していることから、心の健康づくりを推進します。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ② 心の健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）や各区保健福祉センターにおいて、心の健康づくり事業を実施します。 	平成22年度の来所による相談は2,969件、電話相談は11,975件（はあとライン：2,767件、ナイトライン：9,208件）あった。	
		<ul style="list-style-type: none"> ② 心の健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき市民健康プラン」の心の健康づくり施策と連携を図り、ライフステージに応じた心の健康づくりを推進します。 	中小企業家同友会、司法書士会と連携を取りながら、メンタルヘルスに関する研修会を行ってきた。	
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 自殺予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策基本法に基づき、自殺予防の取り組みを推進します。 	平成23年度当初の自殺予防情報センターの開設に向けて準備を進めていたものだが、東日本大震災により開設が遅れている。平成23年度内開設に向けて準備している。	
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 自殺予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「抑うつ高齢者等地域ケア事業」や「勤労者メンタルヘルス推進事業」など、自殺予防対策にも効果のある事業を推進します。 	【平成22年度実績】 相談プログラム ところの相談8件 訪問プログラム 実人数22名 延訪問件数57件 スクリーニングプログラム 実施者数519名	
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 自殺予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「自殺対策のための戦略研究—仙台自殺予防対策プロジェクト」に参画し、関係機関と連携して全市的な自殺予防対策に取り組みます。 	平成18年度より「仙台市自殺対策プロジェクト会議」を開催。既存事業を自殺対策の視点で見直していく取組を行う。平成19年度より「仙台市自殺対策連絡協議会」を設置。関係機関と連携し自殺対策の推進を図る。平成22年度には庁内の連携体制を強化するため「仙台市自殺総合対策庁内連絡会議」を設置している。	

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
1 誰もが安心して地域生活を送ることができるまちづくり	6. 保健・医療の充実	(3) 医療の充実	① 歯科診療事業の推進 ・ 仙台市歯科医師会との連携による障害者歯科診療や在宅寝たきり者訪問歯科診療事業を推進します。 ・ 歯科訪問保健指導や障害児施設における歯科保健事業を推進します。 ・ 障害児に対する早期アプローチが可能となるように、医療、保健、福祉等の関係機関による情報交換、連携強化の仕組みづくりを検討します。	社団法人仙台歯科医師会に事業を委託し、障害児（者）の歯科診療事業を、休日夜間歯科診療所（仙台市福祉プラザ内）において実施。また、在宅歯科診療事業を実施。平成22年度診療実人数は、1,036名、延べ患者数6,313名であり、往診実人数は、734名、延べ往診回数3,016件である。
			② 精神科救急システムの整備（再掲）	心身障害児通園施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施。また、希望する障害者施設に歯科健康教育を実施している。平成22年度実績は、開設回数計28件、受診者数596名となっている。関係各課における情報交換等を実施し、実施状況やその課題等について協議を行った。
			③ 医療費等の助成 ・ 心身障害者医療費助成の実施 ・ 身体障害者、精神障害者、障害児に対する自立支援医療の給付 ・ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成の実施	【平成22年度実績】 受給者数：16,143名，助成件数：407,230件，助成額：1,566,372,000円，1件あたりの助成額：3,846円 【平成22年度実績】 更生医療22,491件，精神通院医療180,997件，育成医療1,116件
			各年度実利用者数 平成20年度491名，平成21年度531名，平成22年度537名	
7. 防災対策の強化		(1) 地域が共に助け合う環境づくり	自力での避難や情報の収集、コミュニケーションが困難な障害者は、災害時により大きな危険にさらされることから、それぞれの立場で各種の防災対策を講じるとともに、防災知識の普及、地域住民や関係機関の連携、協力体制を整備するなど、すべての人が共に助け合う環境づくりを進めます。また、災害時に自力での避難が困難な障害者等の情報を把握するために「災害時要援護者登録」を勧め、地域での支援に結び付けていきます。	要援護者に対する災害時対応等を示す災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援に関する計画（平成20年3月）や、災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援マニュアル（平成20年3月）等を策定、各種取組みを進め、災害発生に備えた。その中において、災害発生時に民生委員、自主防災組織、町内会・自治会等における住民相互の助け合いが円滑に進むよう、「災害時要援護者登録」制度の周知を図り、登録を促進した。
			(2) 障害者支援専門ボランティアの育成 災害時にコミュニケーション支援を必要とする障害者に対して、手話通訳やガイドヘルパーとして活動できるボランティアを育成し、そのネットワークづくりや派遣体制の充実強化を推進します。	障害者災害対策推進事業を財団法人仙台市障害者福祉協会に委託。平成22年度は、専門ボランティア研修会を全2回（参加者数延べ56名）、仙台市総合防災訓練参加（参加者数56名）、災害時専門ボランティアの登録（手話奉仕員、ガイドヘルパーなど142名）を実施。
			(3) 避難所における支援体制の確保 障害者が避難所に避難した場合には、「避難所運営マニュアル」等に基づき十分な配慮を行うとともに、必要に応じて福祉団体関係者や障害者支援専門ボランティアなどによる支援を行なうなど、適切な対応を行います。	要援護者に対する災害時対応等を示す災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援に関する計画（平成20年3月）や、災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援マニュアル（平成20年3月）等を策定、各種取組みを進め、災害発生に備えた。「避難所運営マニュアル」の見直しに着手。
			(4) 福祉サービス関係事業者・障害者施設における防災対策	
			① 在宅福祉サービスの継続 在宅福祉サービス事業者との連携により、発災後もサービスを継続的に提供できるよう努めます。	要援護者に対する災害時対応等を示す災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援に関する計画（平成20年3月）や、災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援マニュアル（平成20年3月）等を策定、各種取組みを進め、災害発生に備えた。
			② 障害者施設における防災対策 障害者施設は施設の耐震化や備品の転倒防止等の防災対策を進め、災害時には利用者の安全を速やかに確保するとともに、発災後も施設運営を継続できるよう努めます。また、障害者施設が被災した障害者を受け入れることができるように、災害時の人員体制の確保や必要な物資の配備などについて検討します。	要援護者に対する災害時対応等を示す災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援に関する計画（平成20年3月）や、災害時要援護者（高齢者・障害者等）支援マニュアル（平成20年3月）等を策定、各種取組みを進め、災害発生に備えた。また、宮城県の基金を活用し、施設の耐震化や消防設備（スプリンクラー）の整備を行った。
			(5) 情報提供体制の整備 災害の発生時に障害者が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メールなど様々なメディアで提供するなど、情報伝達方法の多様化を図るとともに、手話通訳によるテレビ放送など、障害者に配慮した情報伝達に努めます。	① インターネットでの情報提供手段として杜の都防災Web、杜の都防災mobileを、電子メールでの情報提供手段として杜の都防災メールを、それぞれ活用し、災害情報や地震・津波情報等を提供。 ・ 平成22年度の杜の都防災Web、杜の都防災mobile合計のアクセス数は2,308,193回。 ・ 平成22年度末の時点で杜の都防災メールの登録者数は9,452名。 ② 津波警戒区域に居住している聴覚障害者に対し、消防局から発信される津波に関する情報を受信できる「文字表示機能付き戸別受信機」の貸し出しを行っているほか、被害報を随時作成し、広報課を通じて速やかな情報発信を行っている。 ③ 視覚障害者に対し、防火防災等災害対策用広報テープ（カセットテープ）を年1回作成し、訪問防火指導時等に配布。 ・ テープ作成数 18年度～22年度 200本/年×5年 ・ 広報テープ配布時に点字及び活字入りの通知文を送付。

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況		
1 誰もが安心して地域生活を送ることができるまちづくり	8. 権利侵害等の防止と防犯対策の充実	(1) 虐待や権利侵害の防止				
		① 虐待防止体制の整備	医療機関やケアマネジャー等の発見者からの通報、相談により、虐待を受けている障害者、虐待している家族などの情報を速やかに察知して、虐待の防止を図ることができる体制を整えます。	特段の窓口等の設置をすることなく、各種相談等において虐待に関する情報を察知した場合は、速やかに対応するものとしていた。		
		② 苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において、障害者が権利侵害に遭わないようにするために、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知を行います。	指導監査などを活用し、周知を図った。		
		(2) 防災対策の充実				
		① 緊急時情報障害解消やコミュニケーション手段の充実	聴覚障害や音声言語機能障害のある人などが携帯電話・ファックスから110番・119番通報が可能な仕組みについて周知に努めるなど、緊急時の情報障害の解消やコミュニケーション手段の充実を図り、障害のある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。	聴覚障害や音声言語機能障害のある人などが携帯電話・ファックスから110番・119番通報が可能な仕組みについて周知に努めた。		
		② 防犯講座の実施	悪質商法など障害者が被害者となる犯罪が増えていることから、障害者を対象とした防犯講座を実施します。	防犯講座を開催。平成22年度は、1回開催し、障害者施設職員対象の講習会と同時開催とした。参加者は、24名(内施設職員5名)		
		③ 障害者の犯罪被害防止に関する知識の普及	障害者と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害者の犯罪被害防止に関する知識の普及を図ります。	防犯講座を開催。平成22年度は、3回開催し、内1回は、障害者対象の講習会と同時開催とした。参加者は、65名(内障害者本人19名)		
		④ 警察官等に対する障害者の理解の促進	警察官等に対する障害者の理解の促進に努めます。	講座の開催手法等について検討したが、開催までには至らなかった。		
		9. 後見支援体制の整備	(1) 成年後見制度の利用支援			判断能力が十分でない方が、福祉サービスの利用契約など法律行為ができない場合や、後見制度の円滑な利用を支援します。
			① 制度の普及や利用の促進	(仮) 仙台市成年後見総合センターと連携を図りながら、各区保健福祉センターや相談支援事業において、制度の普及や利用促進を図ります。	制度の普及啓発・利用促進のため、本市や仙台市成年後見総合センターなどが加入している成年後見サポート推進協議会主催による一般市民向けのセミナーを開催したほか、同協議会で検討を進めてきた新たな後見人の担い手となる市民後見人の養成・支援事業を実施。	
② 後見等開始審査請求の推進	「市長による後見等開始審査請求」を推進します。		平成22年度は、2件の請求を行った。			
③ 関係団体との連携の推進	「成年後見サポート推進協議会」での事例検討を積み重ねながら、関係団体との連携を推進します。		成年後見サポート推進協議会を定期的に開催し、制度の情報交換や普及啓発のほか、事例検討等を実施。平成22年度は6回開催。平成22年6月には、宮城県精神保健福祉士協会が同協議会に新規加入。			
④ 支援機関の理解の向上と利用の促進	ケアマネジメント研修等を通して支援機関の理解を向上させ、利用促進を図ります。		1-3.-(1)③・1-5.-(4)の再掲			
⑤ 保護者や親族への普及啓発	本人の意思の尊重と権利擁護のためにも、保護者や親族への普及啓発を図ります。		成年後見サポート推進協議会において、成年後見制度に関するセミナーを1回開催した。			
(2) 日常生活自立支援事業の推進						
	判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などのサービスを行う権利擁護センター（まもりーぶ仙台）の運営を推進します。		権利擁護センターにおいて、電話や窓口での相談や、福祉サービスの利用援助等の支援を実施。平成22年度の相談件数は336件、各種サービス利用者数は254名。			
2 誰もが生きがいや動きがいの持てるまちづくり	1. 就労支援システムの整備		(1) 就労支援ネットワークの推進			関係機関が密接に連携しながら、それぞれ持っている障害者就労に関する各種情報やノウハウを共有し、福祉的就労や新しい働き方の支援を含めた総合的な支援を進める就労支援ネットワークの推進を図ります。
			① 障害者就労支援センターの機能の強化	障害者就労支援センターにおいては、就労支援の中核的施設として以下の事業を推進することで、支援ネットワークをつなぐ中心的な役割を担います。	平成22年度は、以下のとおり事業を実施した。	
		② 就労支援ネットワーク会議の運営	福祉、労働、教育、医療等の関係機関で構成する「ネットワーク会議」を設け、相互に連携しながら事業の推進を図るとともに、必要に応じて新たな支援策を企画するなど、就労支援全般に亘る総合的な調整を行います。	「地域における障害者職業能力開発促進事業」を厚生労働省から受託しており、その中で福祉・労働・教育・経済団体等関連機関が参加する「障害者職業能力開発推進会議」を年2回開催し、連携・事業推進を図っている。また、障害者就労支援センターにて各種会議を関係者を交えて開催し、各支援機関との情報共有・連携を図っている。		
		③ 人材の養成	窓口職員や支援担当者が障害者の就労ニーズを的確に把握し、適切な支援に結びつけることができるように、スキルアップを図る研修や情報提供を行うとともに、新たな就労ニーズに対応できる人材を育成します。	「地域における障害者職業能力開発促進事業」において、就労支援者向けのスキルアップ講座を2回にわたり実施し、各回とも就労移行支援事業所職員などを中心に100名弱の参加者を得た。また、障害者就労支援センターにて各種会議を関係者を交えて開催し、就労支援に関する情報を各支援機関へ提供している。		
		④ 情報の収集・提供	各種施策の動向、各支援機関の状況などの情報を収集し、支援に活用できるよう整理して提供するとともに、支援内容等のパンフレットを作るなどして、市民啓発、PRに努めます。	各種連絡会議やフォーラム等で得た知見について、障害者就労支援センターにおいてホームページや広報誌で案内するほか、障害企画課においても各種取組みを独自のホームページで周知している。		
		⑤ 事業の検証・評価	各種事業が適切に活用されているか等を評価、検証して、効果的に支援できるよう助言、指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業の改善を図るなど、新たな支援環境の整備に努めます。	各種会議で提案された課題を全体化し、事業の改善、新たな事業創出等に結びつける等を目的とした運営会議を障害者就労支援センターにおいて1回開催した。(2回開催予定だったが、震災のため2回目は中止)		

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
2 誰もが生きがいや働きがいの持てるまちづくり	1. 就労支援システムの整備	(2) 個々のニーズに応じた支援体制の整備	個々の障害者の就労の実現に向けて、各支援機関が協力し合い、緊密な情報交換を行うなど、相互にサポートし合いながら、各支援機関が効果的に事業を実施することができる体制を整えます。	
		① 総合相談窓口の拡充	<p>総合相談窓口において個々人の就労ニーズに応じた相談支援を行うとともに、障害者相談支援事業との連携により生活上の課題解決に向けた支援を行い、より一層の就労と生活の一体的な支援を推進します。併せて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者就業・生活支援センターの設置を県に働きかけ、総合相談支援体制の拡充をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援体制の強化 窓口担当者、障害者福祉や学校教育等の関係者、ハローワーク等の関係機関など、幅広い分野から参加する「ケース検討会議」を行い、支援計画を作成するとともに、必要に応じて支援チームをつくるなど、一人ひとりの就労の実現に必要な支援体制の強化を図ります。 ・ジョブコーチ支援の推進 障害者職業センターの地域センター型ジョブコーチとの連携のもと、ジョブコーチの育成、研修の強化を図るとともに、市民ボランティア等を活用するなどして、職場実習や職場定着などを支援する体制を強化し、就労継続に向けた広範な援助を行います。 	<p>障害者就労支援センターにおいて、各関係機関が参加する就労移行支援事業所等連絡会議や就労先・実習先開拓担当者連絡会議を各2～3回開催し、情報や課題を共有し、相互の連携による効果的・効率的な支援体制の構築を目指した。</p> <p>障害者就労支援センターにおいて、ジョブコーチ支援連絡会議を、平成22年度は、2回開催し、支援力の向上を目指すとともに、センターにおいて、通勤支援や雇用先へのアドバイス等を実施した。</p>
		② 就労体験・職場実習機会の拡大	<p>すでに実施されている各種支援事業などを活用しながら職場実習先を開拓し、就労体験、実習訓練の機会の拡大を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者販売業務等訓練事業の推進 一般の店舗の一角を借りて授産施設等製品の販売店舗を設け、知的障害者が販売・接客訓練を行う知的障害者販売業務等訓練事業を拡充し、就労訓練の機会を拡大します。 ・精神障害者社会適応訓練事業の推進 協力事業所（職親）のもとに通い、生活指導や就労訓練を受けることにより、社会復帰できるよう援助する精神障害者社会適応訓練事業を拡充し、就労訓練の機会を拡大します。 ・市役所における就労体験実習の拡充 市役所の各課・公所、公営企業、外郭団体において障害者の就労体験実習を受け入れることにより、就労を希望する障害者の就労訓練、体験実習の機会を拡大します。 	<p>平成22年度、延11名が訓練生として参加し、延212日間の訓練を実施。</p> <p>平成22年度中には新規に協力事業所の登録が4つ増え、52事業所となった。平成22年度中の実際の訓練者数は延べ39名、15事業所にて訓練を行った。</p> <p>平成22年度においては、10箇所で延べ44日、延べ38人の受入れを行った。また、知的障害者の雇用促進を目的にチャレンジオフィス事業を実施。22年度までの間、6名を雇用し、5名を一般就労へつなげた。</p>
		③ 専門相談窓口による支援の強化	市における障害者の専門支援機関である、障害者更生相談所、発達相談支援センター（アーチル）、精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）は、就労支援システムの下支えの役割を担います。また、中途障害者・発達障害者・難病患者など、現在支援方法が未確立で一般的な支援が困難な事例については、障害特性に応じた就労支援プログラムの開発や研究等を行います。	地域における障害者職業能力開発促進事業において、各機関と連携して「障害者職業能力開発推進会議」を行い、年度方針や施策について確認・課題共有を図った。（年2回実施だが2回目は震災により中止。）また、支援方法が確立していない発達障害、高次脳機能障害、難病については障害者就労支援センターや障害者更生相談所と共催でワーキンググループを設置し、各グループ5～6回の会議の中で先進事例の研究や支援ツールについて協議などを行い、就労支援プログラムの開発や研究を目指した。
		(3) 新たな施設体系における支援体制の整備	障害者自立支援法における新施設体系へのスムーズな移行をバックアップするとともに、施設が就労支援における実践的な支援機関として具体的な役割を果たすことができる体勢を整えます。	
		① 福祉的就労から一般就労への移行に向けた支援の推進	<p>施設作業を通して支援対象者の就労に向けた課題を具体的に把握しながら、福祉施設から一般就労への移行を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習訓練の推進 個別支援計画の進捗状況に応じ、事業所内の作業、施設外授産、職場見学、職場訪問等によるサービスを組み合わせて、一般就労等への移行に向けた実習訓練を行います。 ・職場開拓の推進 一般就労等への移行に向けて、適性に合った職場を探すとともに、事業所での実習、施設外授産、職場見学、職場訪問等の受け入れ先を開拓します。 	<p>障害者就労支援センターにおいて、企業見学会や就職サポート講座を実施し、一般就労に向けた支援を行った。</p> <p>平成22年度 障害者就労支援センター運営管理事業で実施 ・職場開拓問合せ 313件（見学可48件 実習可34件 応募可1件 就労決定1件） ・就労先・実習先開拓担当者連絡会議 2回実施（16名参加） 平成22年度 障害者雇用先等マッチング事業で実施 ・訪問企業数555件 求人獲得件数29件 求人成約件数2件 実習獲得件数15件 実習成約件数2件 ・「ビジネスマナースキルアップ講座」開催 就労移行支援事業所職員対象14名参加</p>
		② 福祉的就労の場の拡大	障害者自立支援法に基づく就労継続支援施設への移行を進め、通所による就労や生産活動の機会を拡大するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人について、一般就労への移行に向けて支援を行います。	障害者就労支援センターにおいて、就労継続支援事業所の設立へのアドバイスを行うとともに、就職サポート講座を実施し、一般就労に向けた支援を行った。
		③ 施設等自主製品販売促進事業の推進	施設の工賃アップをバックアップするために、施設等自主製品販売促進事業を拡充し、施設の製品販売促進、商品企画、開発等の活動を支援します。	企業経営のノウハウ、時代の流れを的確に捉えた商品の開発、販売戦略等に関する学習会を企画するなど、施設の製品販売促進、商品企画、開発等の活動を支援します。
			<ul style="list-style-type: none"> ・製品販売促進の支援 施設が自主製品の企画、開発、販売するにあたり、そのノウハウを高める研修を開催するなど、施設職員の資質向上を支援します。 	知的障害者販売業務等訓練事業において、平成22年度、委託法人が鎌倉市の「手づくり品の店～朋～」が主催する全国福祉ショップの集いに参加。研修については、同事業において施設職員向けに、「マーケティング」をテーマとする研修を開催。また、障害者雇用先等マッチング事業において施設職員向けに、「販売に繋がるディスプレイ講座～「見せ方」の工夫についての実践～」講座を開催。
			<ul style="list-style-type: none"> ・施設製品紹介ホームページの拡充 施設等が製作している自主製品を集めたホームページを拡充しネット販売を行うなど、製品の販売促進、PRを推進します。 	平成22年 障害者雇用先等マッチング事業で実施 施設等自主製品等紹介するホームページ「ありすと仙台」を開設 平成23年3月現在 掲載施設数 37事業所 合計訪問者数2,178件
			<ul style="list-style-type: none"> ・製品の販売機会の拡大 市関連の催事等における施設等自主製品販売コーナーの確保や庁舎内での販売機会の拡大により、製品販売の機会を増やし、販売促進につなげていきます。 ・製品販売店の設置推進 施設等製品をPRし販売促進を図るために、一般店舗や福祉施設の一角に授産製品等の常設販売店舗の設置を推進します。 ・施設外授産活動等の場の拡大 施設の活動の場を拡大するために、業務の一部を障害者施設・団体に委託する企業等の開拓を進めます。 	各施設が一同に会して製品の販売を行う「ふれあい製品フェア」を市役所1階（計8日/延65施設）や勾当台公園市民広場（4日/延116施設）で行ったほか、各区役所（延378日/延695施設）でも販売場所を提供。その他、市役所本庁舎等においてお弁当販売機会の提供も行っている。

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
2 誰もが生きがいや働きがいの持てるまちづくり	1. 就労支援システムの整備	(4) 新たな働く場の創出	福祉的就労と一般就労の中間的な働く場など、障害者の多様な就労ニーズに対応した「働く場」を創出するとともに、障害のある人もない人も共に働き、共に生活する社会の実現に向けて、障害者が「働くこと」を市民が支える環境づくりを進めます。	「働く場」を創出するとともに、障害のある人もない人も共に働き、共に生活する社会の実現に向けて、
		① 障害者の働きやすい多様な就労形態の推進	グループ就労や短期間、短時間の仕事、個人請負等の情報や条件の整理、協力者の開拓や、NPOやコミュニティ・ビジネス等の事業起こしに関する支援を行うなど、障害者の多様な就労ニーズに対応した「働く場」の創出を進めるとともに、一般雇用が難しい障害者が生きがい、働きがいのある仕事として、単に生産性や効率性だけに注目するのではなく、社会において役割を果たしていると感じられる活動を支援します。	平成22年度は支援の仕方が確立されていない発達障害者や高次脳機能障害者、また難病を持つ方への就労支援に着目しワーキンググループ等を開催した。そのなかで、各々の障害に応じた就労のあり方や、一般就労と福祉的就労の中間的な働き方などの研究を行なった。
		② 障害者在宅就労支援事業(バーチャル工房)の推進	障害者のIT活用による就労を支援する障害者在宅就労支援事業を拡充し、相談支援、就労訓練プログラムの開発やモデル受注等による就労体験などのIT活用能力を向上させるための支援を行うとともに、企業、就労支援のアドバイザー、コンサルタント、関係団体、一般市民等が参加する支援グループとの連携のもと障害者がさまざまな業務形態、就労形態により就労できるように支援します。	【平成22年度実績】 障害者在宅就労促進事業実施 ・IT訓練講座(デジタルデザイン部門) 10講座実施 延参加人数44名 ・受注業務 57件 3,853,797円
		③ 市民が支える就労支援の環境づくり	市民一人ひとりが障害者の「働くこと」に関心を持ち、消費者としての協力にとどまらず、働く場の情報を提供するなど積極的な協力を働きかけるとともに、障害者が働くことについての市民の理解を広げるために、啓発イベント、広報・PR活動などを進めます。	障害者雇用促進事業の広報手段として、ホームページを作成・公開しているほか、平成22年度にも広く市民・企業を対象として「雇用促進フォーラム」を開催し、先進事例の紹介や講演を実施し、120名程の参加者を得た。
2. 余暇活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動の振興		(1) 障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進	障害者の多様化するニーズに応じて様々な選択ができるように、幅広いスポーツ活動の推進や、障害者の特性と興味に応じて参加できるレクリエーション活動を支援します。	
		① 多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	仙台市障害者スポーツ大会を開催するほか、各種スポーツ大会やスポーツ教室を拡充するなど、障害者がスポーツ活動に参加できる機会を拡大します。	宮城県と共催で、宮城県・仙台市障害者スポーツ大会を開催した(2,023名参加)。また、スポーツ教室を開催した(22回 21種目 998名参加)
		② 競技力の向上をめざすスポーツ環境づくり	全国障害者スポーツ大会への選手団派遣や国内・国際大会への出場を支援するとともに、指導員を派遣する事業の支援等を通じて競技性の向上や普及を図ります。	全国障害者スポーツ大会への選手団派遣を実施した(55名)。また、各種大会(6大会)への派遣について補助金を交付するとともに、指導員の派遣を実施した(30名)。
		③ スポーツ交流の推進	障害のある方のスポーツ参加のニーズに応えるため、適切な指導や対応ができるスポーツ指導員やスポーツボランティアを派遣する等障害者スポーツの普及啓発、スポーツ交流を図る事業を支援するとともに、指導員やボランティアのネットワーク化を推進します。	各種大会やスポーツ教室へ指導員(30名)やスポーツボランティア(60名)を派遣した。
		④ 高いレベルの競技スポーツに触れ参加する機会の拡大	仙台国際ハーフマラソン大会「車いすの部」の開催や各種スポーツ大会開催への支援を行うことにより、高いレベルの競技スポーツに触れ、参加する機会の拡大を図ります。	仙台国際ハーフマラソン大会「車いすの部」においては、平成20年度(第17回大会)から、参加枠を50名から60名に拡大した。平成22年度、車いすの部には、38名が参加。
		⑤ 市民が障害者スポーツを観て応援することができる交流機会と環境づくり	障害者スポーツイベント等の広報、PRを行うことにより、だれもが気軽に参加・交流できる場の情報を提供するとともに、障害者スポーツに対する市民のより一層の関心を高めるよう努めます。	市政だよりで、宮城県・仙台市障害者スポーツ大会やスポーツ教室等の開催を広報した。
		⑥ レクリエーション活動の推進	外出する機会の少ない障害者の社会参加の契機をつくり、障害者同士の交流を進めるなど、各種レクリエーション教室開催等の活動を支援します。	【平成22年度実績】 障害者社会参加推進事業 実施 合計延利用者数2,081名 身体レクリエーション教室 延利用者数294名 知的レクリエーション教室 延利用者数1,329名 精神レクリエーション教室 延利用者数359名 3障害レクリエーション教室 延利用者数99名
		⑦ 健康を維持・増進する環境づくり	自分の健康は自分で守る知恵と実践力を身につけることを目指して、一人ひとりのニーズに合わせた二次障害の予防、生活習慣病予防のための研修を行うなど、健康を維持・増進する環境づくりを進めます。	【平成22年度実績】 障害者社会参加推進事業(身体)生活訓練等事業実施 障害者健康指導教室 16回実施 延参加者数159名
⑧ 拠点機能の整備	専門職やボランティアの協力のもとに実践活動に取り組み、さらには自分の好きなスポーツ・レクリエーション活動を日常的に行うことができる体制を整えるなど、スポーツ・レクリエーション活動を推進するための拠点となる機能を拡充します。	障害者アリーナが設けられている宮城野体育館に仙台市障害者スポーツ協会の事務局が設置されており、指導員やボランティアの養成を実施するとともに、障害者スポーツの普及に努めた。		
		(2) 文化芸術活動の推進	障害者も等しく文化芸術活動を享受できる環境づくりを、より一層推進します。	
		① 活動成果の発表の機会の拡大	障害者の文化芸術活動等の推進や活動意欲の高揚を図るため、活動成果の発表の場づくりを支援します。	【平成22年度実績】 障害者社会参加推進事業(3障害)実施 ・仙台市書道・写真・絵画コンテスト 応募作品数 144点 ・ウエルフェアアート展 市役所等全6箇所で開催 ・紙上交流誌「わかか」の発行2回(震災により1回中止)作品掲載 平成22年 特別対策事業 障害者アート特別啓発事業 ・アートの元素 応募作品数 181点 宮城県美術館で開催 来場者数764名
		② イベント開催の支援	障害者が文化芸術活動を通して自己実現や社会参加の機会を広げることができるよう、支援団体などが行う各種イベントの開催等を推進します。	障害児(者)を守る日実行委員会が行う知的障害児(者)対象の文化祭、運動会及び作品展覧会、仙台市知的障害者芸術文化協会が行う「ビューアハーツinせんだい」、とっておきの音楽祭実行委員会が行う「とっておきの音楽祭」の事業費に補助金を交付し、市内に居住する障害(児)者の社会参加と障害者に対する市民の理解啓発を図った。
		③ 情報バリアフリー化の推進	文化施設等における催事やサービスについて、障害者が利用し、参加しやすいように、手話、要約筆記、点字等による情報バリアフリー化を推進します。	市主催の催事やサービスには、可能な限り手話通訳や要約筆記をつけるほか、点字版のパンフレットを準備するなど、障害者が参加しやすいよう情報のバリアフリーを進めた。さらに、せんだいメディアテークでは、展覧会の鑑賞にあたって、手話通訳者による案内をするほか、録音図書、字幕入りビデオの貸し出しを行うなど、様々な文化芸術活動情報の提供を行っている。
		④ 活動情報の提供	障害者が参加できる文化芸術活動に関する情報収集と情報提供を行い、障害者の文化活動への参加を支援します。	市主催事業については、市政だよりやチラシ等で周知を図るほか、せんだいメディアテークの仙台市バリアフリー情報として、情報提供を実施している。(平成22年度仙台市バリアフリー掲載情報 24件 ※震災以降休止中) また、障害者の文化芸術活動に関する情報については、各障害者団体へ情報提供等実施している。

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況
2 誰もが生きがいや動きがいの持てるまちづくり	3. 当事者活動の推進	(1) セルフヘルプ活動やピアカウンセリングなどの当事者活動の促進	障害者自らがお互いに支援し合い、社会参加や自立を促進するグループを育成し、その活動を推進します。	
	① セルフヘルプグループ(障害者自助グループ)の支援	障害当事者が自ら支え合うセルフヘルプグループの活動を支援することにより、障害者の主体的な活動の促進を図ります。	1-2.-(4)②の再掲	
	② ピアカウンセリング(障害者同士のカウンセリング)の推進	障害のある当事者がその経験を生かして、同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングを行うなど、お互いに励まし支え合う活動を推進します。	1-2.-(4)②の再掲	
	③ 本人活動の推進	本人の主体的な活動を促し、社会参加を促進するために、本人活動を行う当事者グループを支援します。	障害者社会参加推進事業（知的）本人活動支援事業を実施。 【平成22年度実績】 登録者数56名 17回実施 延参加者数353名	
	④ 当事者によるボランティア活動の推進	障害者の社会活動の幅を広げるとともに、障害者理解の普及啓発のために、障害者が自ら行うボランティア活動を推進します。	障害者社会参加推進事業（精神）障害者ボランティア活動支援事業を実施。 【平成22年度実績】 ①精神保健スキルアップ研修（3回※震災により1回中止）延参加者数57名 ②精神保健ボランティア団体活動講座（2回）延参加者数26名	
	(2) 当事者活動を支えるシステム整備	障害者のニーズに応じた支援を的確に行うためには、当事者の経験を踏まえたニーズ把握が重要であることから、当事者団体と行政の連携を強化し、利用者のニーズを反映したサービス提供や当事者参加の施策推進を図ります。		
	① 当事者によるサービス提供の推進	障害当事者自らが自立支援の担い手やサービス提供者になるなど、障害者の立場に立ったサービスを提供する活動を推進します。	仙台市障害者ピアカウンセリング事業（仙台市精神保健福祉団体連絡協議会へ委託）を継続的に実施。ピアカウンセリング講座の実施、当事者活動団体のPR等を行うピアトークショー等によるセルフヘルプグループ活動の支援を行っている。	
	② 行政施策への参画の促進	行政施策に当事者の意向が充分反映されるように、施策推進協議会や各種審議会等への当事者の参画を積極的に進めます。	仙台市障害者施策推進協議会に当事者及び当事者の家族会の代表者等を委員として委嘱し、その参画を推進している。	
	4. 移動支援の充実	(1) 移動環境の整備	障害者が安全に安心して移動できるように、歩行空間や交通施設、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善を図ります。	
	① 道路環境の整備	歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、障害者が円滑に移動できる道路環境の整備を進めます。	仙台市交通バリアフリー基本構想に基づき、仙台市内4地区について道路特定事業計画を策定し、バリアフリー化を進めており、平成22年度に7路線について、バリアフリー化を実施した。	
	② 公共交通機関等の整備	障害者が公共交通機関を安全、円滑に利用できるよう、地下鉄駅のホーム可動柵の設置やノンステップバス等の導入などを推進します。	①平成21年度に、地下鉄南北線全17駅に可動式ホーム柵を設置。 ②各年度ともノンステップバスを導入。平成22年度は、17台導入した。	
	(2) 移動支援の推進	障害のある人が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいを持って生活できるように、各種の移動手段の充実に努めます。		
① ガイドヘルパーによる移動支援の充実	視覚障害や全身性障害のある人が外出する際に付添いを行うガイドヘルパーの派遣の充実を図ります。	【平成22年度実績】 派遣件数4,608件（視覚4,102, 全身性506） 派遣時間数24,175時間（視覚21,658, 全身性2,517）		
② 交通費等の助成	障害者ふれあい乗車証交付等の交通費助成を実施するとともに、障害者の自動車運転免許の取得や自動車改造に対する支援を行うことにより、障害者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ります。	【平成22年度実績】 障害者交通費助成：ふれあい乗車証交付者数 11,469名 福祉タクシー利用券交付者数 8,107名 家用自動車燃料費助成券 4,868名 運転免許取得助成：28件 自動車改造助成：35件		
③ 身体障害者補助犬の理解促進	補助犬を使用する障害者が安心して外出できるように、公共交通機関などでの補助犬の同伴が円滑に受け入れられるよう、市民の理解を促進します。	平成22年度は、補助犬受入れ店を示すステッカーを大手地方銀行等に500枚配布するなど、広報啓発に努めた。		
④ 移送サービスの充実	タクシー事業者等のほか、社会福祉法人、NPO、ボランティア等多様な担い手によって提供されている移送サービスの充実を図るため、障害者等の要望に即した有効な交通手段を地域や、学識経験者と行政が一体となって検討していくことで、障害者が自由に社会参加できる環境の整備を推進します。	移送サービスの充実にかかる地域・学識経験者・行政が一体となった検討については、実施していない。		
⑤ 移動支援ネットワークの検討	公共交通機関を利用することが困難な障害者に対し、リフト付き自動車等による送迎サービスなどを行う事業者のネットワーク構築について検討します。	平成19年に移動制約者の権利向上・地域福祉の向上を目指す「NPO法人移動サービスネットワークみやぎ」が設立され、福祉有償運送実施団体への情報提供や活動支援を行っている。		
3 誰もが主体的に参加し共に支え合うまちづくり	1. 障害者に対する理解と相互交流の促進	(1) 障害に対する正しい理解の普及啓発		
		① 広報・啓発の推進	・市政だより、市政テレビ番組などを通して市民啓発を実施します。 ・報道機関に対する適切な情報を積極的に提供していきます。	福祉まつり、障害者ふれあい製品フェアなど障害者の理解促進に通じる各種催事等について、市政だよりや市政番組、各種情報誌などを通して適時広報を行った。 障害者の理解促進に通じる各種催事、新しい障害者施設の開所等について、報道機関への情報提供を適時実施している。
		② 学校教育における特別支援教育並びに福祉教育の充実	・教職員研修において、障害理解の促進に努めます。 ・総合的な学習の時間や学校行事等で、障害者や障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けるなど、教育現場における取り組みを進めます。	福祉教育及び特別支援教育を各校の教育課程に効果的に位置づけ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び学校行事等を通して、日常的に行った。 《 主な活動 》 ○ 自校の特別支援学級児童生徒と各教科の授業交流による共同学習 ○ 自校の特別支援学級児童生徒とすべての学校行事・学年行事・PTA行事への共同参加 ○ 学区内に住んでいる特別支援学校児童生徒との居住地校交流による共同学習 ○ (主に中学校) 各部活動や生徒会等による施設訪問、学校行事への招待等 ○ (主に中学校) 福祉施設やディケアセンターでの職場体験等 ① 特別支援教育理解研修会 医療現場から見た発達障害の理解と支援の在り方についての講義・演習や保護者との連携、校内支援体制等の研修を実施。 ② 特別支援教育授業改善研修会 各種障害についての理解を基に、児童生徒の特性に配慮した授業づくり・学級経営や個別の指導計画の活用方法等の研修等を実施。 ③ 特別支援教育コーディネーター実践力向上研修会 校内における障害児童生徒理解の推進や校内研修の進め方、校内支援体制の構築等についての講義・演習を実施。

基本方針	主要施策	各種施策	内容	計画期間中の主な取組状況	
<p>3 誰もが主体的に参加し共に支え合うまちづくり</p>	<p>1. 障害者に対する理解と相互交流の促進</p>	<p>③ 精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発（再掲）</p>	<p>精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発（再掲）</p>		
		<p>(2) 相互理解と交流の促進</p>			
		<p>① 障害者との交流を深める各種イベント開催</p>	<p>毎年12月3日から9日までの障害者福祉週間に開催する「福祉まつり－ウエルフェア」や「こころの健康フェスティバル」など、障害者との交流を深める各種イベントを開催します。</p>	<p>障害者福祉週間推進事業実施 【平成22年度実績】 ウエルフェア（屋外）10月3日開催 来場者 10,500名 （屋内・記念式典）12月5日開催 来場者 300名</p>	
		<p>② 障害者理解促進事業の推進</p>	<p>共生社会づくりをテーマに広く市民から作文とポスターを募集する、心の輪を広げる障害者理解促進事業を推進します。</p>	<p>心の輪を広げる障害者理解促進事業実施 【平成22年度実績】 「心の輪を広げる体験作文」応募者数 194名 「障害者週間のポスター」応募者数 30名</p>	
		<p>③ 地域交流活動や市民啓発活動の支援</p>	<p>障害者や障害者施設が企画する地域との交流活動や市民啓発活動を支援します。</p>	<p>2-2.-(2)②の再掲</p>	
		<p>(3) 差別禁止の理念の促進</p>			
		<p>① 改正障害者基本法の学習や普及啓発</p>	<p>改正障害者基本法の学習や普及啓発を進めます。</p>	<p>また、平成18年12月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、今後は、各国で批准を求め障害者団体等と連携して、市民レベルの取り組みを行ないます。 自立支援法施行等、またその後の国の制度改正に向けた動き等の説明の中の一部として、各種研修会等において、改正障害者基本法の説明を実施した。</p>	
		<p>② 障害者権利条約に関する情報収集・学習会等の実施</p>	<p>障害者権利条約に関する情報を収集し、学習会等を実施します。</p>	<p>障害者権利条約締結に向けた国の法整備の状況の把握に努め、市役所内、障害者施策推進協議会等への情報提供及び研修会での情報提供を行った。</p>	
		<p>2. 市民との連携による地域ネットワークづくりの推進</p>	<p>① 障害者地域生活支援ネットワークづくりの推進（再掲）</p>	<p>地域リハビリテーション事業や障害者ケアマネジメント推進事業などを通して、障害者の地域生活支援のネットワークづくりを推進します（再掲）。</p>	<p>（再掲）</p>
			<p>② 精神障害者地域生活支援ネットワークの構築（再掲）</p>	<p>心の健康づくり事業を実施し、精神障害者の地域生活支援ネットワークを構築します（再掲）。</p>	<p>（再掲）</p>
	<p>③ 地域内での支援ネットワークの拡充</p>		<p>地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動を支援し、障害者福祉施設や当事者団体も積極的に参画し、地域内での支援ネットワークを拡充します。</p>	<p>仙台市社会福祉協議会により、現在、小地域ネットワークは102箇所（平成17年3月当時93地区）に拡大、活動が展開されている。</p>	
	<p>④ 町内会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等との連携</p>		<p>町内会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等の地域福祉を担う人々との協力と連携を図ります。</p>	<p>平成22年度に、地区社会福祉協議会（民生委員、福祉員）、町内会長より活動状況につきヒアリングを実施。</p>	
	<p>3. 人材の養成</p>	<p>(1) 障害福祉従事者の養成</p> <p>これからの障害福祉従事者には、支援技術や知識に関する専門性と、人権を第一に考えられる豊かな人間性が求められます。</p>			
		<p>① 障害者ケアマネジメント推進事業の実施</p>	<p>障害者ケアマネジメント推進事業による従事者養成研修等を実施します（再掲）。</p>	<p>（再掲）</p>	
		<p>② メンタルヘルス・プロモーションの実施（再掲）</p>	<p>メンタルヘルス・プロモーション（精神保健活動の推進）による人材養成を実施します（再掲）。</p>	<p>（再掲）</p>	
<p>③ 社会福祉協議会による研修の実施</p>		<p>社会福祉協議会において、保健福祉サービスに専門的に携わる関係者の研修を実施します。</p>	<p>1-2.-(4)③の再掲</p>		
<p>④ 在仙大学等が実施する公開講座等の活用</p>		<p>在仙大学等が実施する公開講座事業等のうち、障害者福祉に関する専門性の向上に資する内容の講座等の活用を図ります。</p>	<p>学都仙台コンソーシアムの障害者保健福祉関連公開講座の実施状況 平成22年度 実施講座数 0講座 平成21年度 実施講座数 2講座 受講者数 延べ29名（内容：スポーツにおける下肢部障害の予防等2回講座）</p>		
<p>⑤ 福祉人材養成の方策の検討</p>		<p>高いレベルの技術や理論を習得できる新たな福祉人材養成の方策を検討します。</p>	<p>1-3.-(1)③・1-3.-(2)③・1-4.-(4)②・1-5.-(4)の再掲</p>		
<p>(2) 地域の担い手となる人材の養成</p> <p>これからの地域福祉には、市民の多様な参加と協力が必要です。そのために、担い手となる人材の養成や市民意識の高揚を図るための施策を展開します。</p>					
<p>① ボランティアの養成</p>		<p>・障害者更生相談所、発達相談支援センター（アーチル）、精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）の専門機関や各区保健福祉センターの事業を通して、ボランティアの養成を行ないます。</p> <p>・社会福祉協議会と連携し、地域でのボランティアの活動・参加を促進します。</p> <p>・当事者によるボランティア活動の推進（再掲）。</p>	<p>災害専門ボランティア講座（仙台市障害者福祉協会へ委託し、平成22年度2回実施）、福祉まつり「ウエルフェア」におけるボランティア体験（仙台市障害者福祉協会へ委託し、平成22年度1回実施）、難病ボランティア講座（市の難病担当者（各区の難病担当保健師もしくは支援課保健師）が、仙台市の難病政策について講義を行う・平成22年度1回実施（1回中止））等を実施。また、自閉症児者相談支援センターが主体となって発達障害の特性を理解したボランティアの養成を実施。</p> <p>社会福祉協議会において、ボランティアセンター活動事業を実施。 【平成22年度実績】（主なもの） ボランティアステップアップ講座 各地区社協合計15回延べ712名参加。 小中高大学生の地域活動参加促進 ボランティア体験会40日間延べ765名参加。 などその他ボランティア活動の広報や講座の開催を実施。 また、東日本大震災に伴う災害ボランティアセンターの運営 各区ボランティアセンター計延べ活動者数12,723名。</p>		
<p>② 地域団体等への支援</p>		<p>・当事者団体と地域団体等との交流を支援します。</p> <p>・市民出前講座や各種研修等を実施し、地域団体等を支援します。</p>	<p>地域と障害福祉サービス事業所等が共同で取組むイベント等へ名義後援を行うなどして、当事者団体と地域団体等との交流を支援している。</p> <p>障害者保健福祉計画のあらまし、障害者の福祉サービス等について、市政出前講座を実施。平成22年度は、社会福祉法人や支援者団体等の要請に応じ、障害者制度改革の動きや、仙台市の障害者施策等をテーマに開催した。また、各専門相談機関等が実施する各種研修、講師派遣等を実施している。</p>		